

## 生活保護法

### 指定医療機関・指定施術機関のしおり

#### 【指定医療機関とは】

生活保護法による医療扶助、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療給付を担当するために、都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）が指定した病院、診療所（これらに準ずるものとして健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者を含む）若しくは薬局です。

#### 【指定施術機関（施術者）とは】

生活保護法による医療扶助、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療給付を担当するために、都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）が指定した柔道整復師、あん摩・マッサージ指圧師、はり・きゅう師です。

豊中市福祉事務所

令和2年（2020年）6月

## 目次

第1章 生活保護のあらまし.....	- 1 -
1 生活保護とは.....	- 1 -
2 生活保護の種類と方法.....	- 1 -
3 保護の実施機関.....	- 2 -
第2章 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし.....	- 2 -
1 支援給付の概要.....	- 2 -
2 支援給付の対象者.....	- 2 -
3 支援給付の種類.....	- 2 -
4 指定医療機関、指定施術機関の指定申請について.....	- 2 -
5 医療支援給付の概要.....	- 3 -
6 医療支援給付の手続き.....	- 3 -
7 医療支援給付に係る報酬の審査支払.....	- 3 -
8 支援給付の実施機関.....	- 3 -
第3章 医療扶助の申請から決定まで.....	- 4 -
1 医療扶助の申請.....	- 4 -
2 医療の要否の確認.....	- 4 -
3 医療扶助の決定.....	- 4 -
4 医療券等の発行.....	- 5 -
5 診療報酬の請求.....	- 5 -
第4章 医療扶助の内容.....	- 5 -
1 給付範囲.....	- 5 -
2 指定医療機関の診療方針及び診療報酬.....	- 6 -
3 調剤.....	- 6 -
4 治療材料.....	- 6 -
5 移送.....	- 7 -
第5章 医療機関の指定.....	- 8 -
1 指定申請.....	- 8 -
2 指定の要件.....	- 9 -
3 指定の通知.....	- 9 -
4 指定の有効期間.....	- 9 -
5 指定の辞退及び取消.....	- 10 -
6 生活保護法指定介護機関のみなし指定.....	- 12 -
第6章 指定医療機関の義務.....	- 12 -
1 医療担当について.....	- 12 -

2	診療報酬について	- 12 -
3	指導等について	- 12 -
4	届出について	- 12 -
5	指定の更新について	- 12 -
第7章	指定医療機関に対する指導及び検査	- 13 -
1	指導について	- 13 -
2	検査について	- 13 -
第8章	施術について	- 14 -
1	施術の申請	- 14 -
2	医療（施術）の要否の確認	- 14 -
3	給付要否意見書の提出	- 15 -
4	給付方針	- 15 -
5	医療扶助（施術）の決定	- 16 -
6	施術券の発行	- 16 -
7	費用	- 16 -
8	請求方法	- 16 -
9	施術報酬の支払い	- 16 -
第9章	施術機関（施術者）の指定	- 17 -
1	指定申請	- 17 -
2	指定施術機関（施術者）の指定基準	- 18 -
3	指定の通知	- 18 -
4	指定年月日	- 18 -
第10章	その他の事項（福祉事務所からのお願い）	- 19 -
1	福祉事務所による主治医訪問および文書による主治医照会について	- 19 -
2	転院を必要とする理由の連絡について	- 19 -
3	検診命令について	- 19 -
4	休日・夜間受診票について	- 19 -
5	被保護者の入院等の連絡について	- 20 -
6	本人支払額について	- 20 -
7	医療要否意見書等の作成について	- 20 -
8	療養費同意書交付料について	- 20 -
	【実施機関一覧表（令和2年6月現在）】	- 21 -
	関係法令条文	- 22 -
	生活保護法施行規則（抜粋）	- 28 -
	指定医療機関医療担当規程	- 32 -
	生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	- 35 -

## 第1章 生活保護のあらまし

### 1 生活保護とは

生活保護は生活保護法に基づき、あらゆる努力をしてもなお生活に困っている方々に対して、国民の権利としての健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。生活保護制度の運用にあたり、生活保護法は次のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		説明
基本原理	この法律の目的 (法第1条)	この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	無差別平等 (法第2条)	すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という)を、無差別平等に受けることができる。
	最低生活 (法第3条)	この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
	保護の補正性 (法第4条)	保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
基本原則	申請保護 (法第7条)	保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
	基準及び程度 (法第8条)	保護基準は、厚生労働大臣の定める基準による。その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別、その他保護の種類に応じた必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。
	必要即応 (法第9条)	保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。
	世帯単位 (法第10条)	保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

### 2 生活保護の種類と方法

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられています。生活扶助、教育扶助、住宅扶助、**医療扶助**、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類です。これらの扶助は、2種類以上同時に支給される場合もあれば、医療扶助のみ支給される場合もあります。

また、扶助の支給方法は、金銭給付を原則としています。医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

### 3 保護の実施機関

保護は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域内居住地又は現在地（居住地がないか、または明らかでないもの）を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っています。

豊中市においては、これらの保護の実施に関する事務は、豊中市福祉事務所にて行っています。

## 第2章 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし

（以下、「中国残留邦人等支援法」という。）

### 1 支援給付の概要

この制度は、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き上げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等を対象に、平成20年4月1日から実施されている制度です。

中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に支給されるものです。支援給付は中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定に基づき、生活保護法に準じた取扱いとなります。

### 2 支援給付の対象者

- (1) 老齢基礎年金の満額支給の対象となる特定中国残留邦人等とその特定配偶者で世帯の収入が一定の基準に満たない方
- (2) 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の特定配偶者
- (3) 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受けていた方

### 3 支援給付の種類

支援給付は、生活、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の7種類に分けられています。生活保護同様、金銭給付が原則ですが、医療支援給付及び介護支援給付は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

### 4 指定医療機関、指定施術機関の指定申請について

中国残留邦人等支援法の医療支援給付のための診療や施術を担当する機関は、生活保護同様、指定を受けることとされています。平成20年4月以降、生活保護法指定申請書は中国残留邦人

支援法の医療支援給付の申請書を兼ねています。

## 5 医療支援給付の概要

医療支援給付や診療報酬等については、基本的には生活保護法の医療扶助の取扱いを準用します。支援給付の対象者は、生活保護受給者と同様、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用除外となることから、被用者保険や他法他施策により医療給付がなされる場合を除き、医療費の全額が医療支援給付の対象になります。

## 6 医療支援給付の手続き

医療支援給付は、本人の申請に基づき、必要に応じて医師の医療要否意見書をいただいたうえで実施機関において給付の決定を行います。

医療券の発行等については原則、実施機関と医療機関との間で直接やりとりを行うこととなります。患者本人は実施機関が発行する「本人確認証」を医療機関の窓口で提示することとされています。

※「本人確認証」見本

表面	裏面
<p>本人確認証 No. _____</p> <p>氏名 生年月日 性別 住所</p> <p>上記のものについては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。</p> <p>公費負担者番号 _____ 受給者番号 _____</p> <p>発行日 令和 ____年 ____月 ____日 豊中市福祉事務所長 ㊟</p> <p>この確認証の有効期間は、令和 ____年（ ____年） ____月 ____日から 令和 ____年（ ____年） ____月 ____日までとする。</p>	<p>(注意)</p> <p>(1) この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。 (2) この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。 (3) この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。 ① 御本人が支援給付を受けなくなったとき。 ② 確認証の記載事項に変更があったとき。 ③ 確認証の有効期間が満了したとき。 ④ 確認証が使用に耐えなくなったとき。 ⑤ 確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。 (4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口で提示して下さい。</p>

## 7 医療支援給付に係る報酬の審査支払

診療報酬の支払審査業務については、生活保護同様に社会保険診療報酬支払基金に請求してください。

## 8 支援給付の実施機関

豊中市においては、これらの支援給付の実施に関する事務は、豊中市福祉事務所で行っています。

### 第3章 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助が申請されてから診療報酬の支払いまで一般的な事務手続きは次のとおりです。

(※施術及び治療材料の支払いは支払基金を経由せず、各福祉事務所からの直接払いになるため、ここで説明する流れとは異なります。)

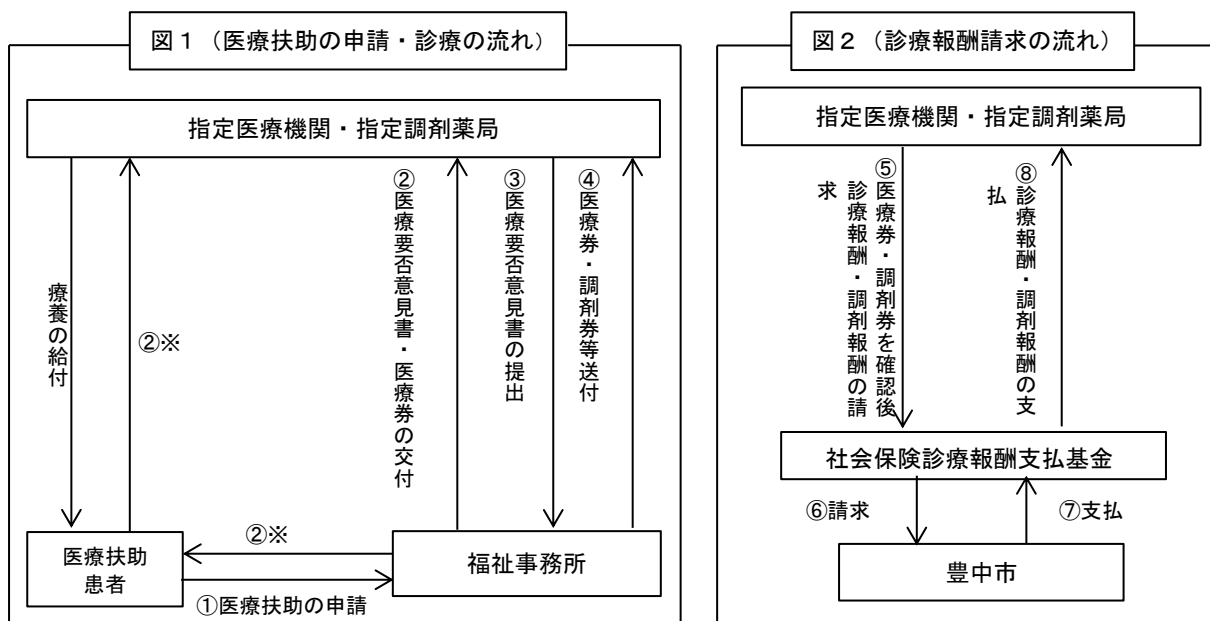


図1の②※ 福祉事務所が発行した医療要否意見書等を、患者本人が医療機関に提出する場合があります。

#### 1 医療扶助の申請

医療扶助を受けたい患者（被保護者）は、福祉事務所長に対して保護の申請をする必要があります。しかし、急迫した状況にある場合は、例外として保護の申請がなくても職権により保護が行われることがあります。（図1の①）

#### 2 医療の要否の確認

申請を受けた福祉事務所は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断するため、医療要否意見書等を発行します。（申請者が指定医療機関に持参する場合と、指定医療機関へ直接送付する場合があります。）指定医療機関は、医療要否意見書等に必要事項を記載し、福祉事務所は指定医療機関が記載した医療要否意見書等に基づいて医療扶助の要否及び傷病状況、治療状況の確認をします。（図1の②）

#### 3 医療扶助の決定

福祉事務所は、指定医療機関から提出された医療要否意見書等の内容に基づき、医療の要否、

他法（例えば「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による医療など）の適用等について確認し、医療扶助の決定を行います。

なお、医療扶助の決定実施に伴う専門的判断及び必要な助言・指導を行うため、福祉事務所には嘱託医が配置されており、医療要否意見書等の内容検討を行っています。（図1の③）

#### 4 医療券等の発行

1～3を経て医療扶助が決定された場合は、必要とする医療の種類（入院、入院外、訪問看護、歯科、調剤等）により必要とする医療券や調剤券が発行されます。（図1の④）

#### 5 診療報酬の請求

- （1） 福祉事務所が発行する医療券・調剤券（氏名・公費負担者番号・公費受給者番号等をお知らせするもの）に記載されている必要事項を、診療報酬明細書等に正確に転記し、社会保険診療報酬支払基金に請求してください。（図2の⑤⑥）
- （2） 医療扶助と健康保険または他の公費負担医療との併用の資格を持つ方についても、健康保険用の診療報酬明細書を用いて社会保険診療報酬支払基金に請求をします。診療報酬明細書には、健康保険等の保険者番号、被保険者番号（他の公費負担医療の場合は公費負担者番号・公費受給者番号）を転記するほか、生活保護の公費負担者番号・公費受給者番号等を医療券・調剤券から転記してください。

## 第4章 医療扶助の内容

### 1 給付範囲

医療扶助は、次に掲げる事項の範囲内で行われることになっています。この範囲は国民健康保険及び健康保険における療養の給付と療養費の支給との範囲を併せたものとほぼ同様とみることができます。ただし、保険外併用療養費の支給にかかるものは、原則として生活保護の対象となりません。

- （1） 診察
- （2） 薬剤または治療材料
- （3） 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- （4） 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- （5） 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- （6） 移送



## 2 指定医療機関の診療方針及び診療報酬

診療方針・診療報酬	<p>国民健康保険の例によることとされています。</p> <p>ただし、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある者の診療方針及び診療報酬は、高齢者の医療の確保に関する法律の診療方針及び診療報酬の例によります。</p>
-----------	--

生活保護には、次のような例外の取扱いもあります。

例 外 の 取 扱 い	保険外併用 療養費	一部（入院期間が180日を超えた場合の長期入院選定療養費）を除き、認められていません。（例えば、治験や治薬を行った際の診療報酬の請求、特別の療養環境の提供は認められていません。）
	歯科診療	補てつ材料に金合金（14カラット以上）を使用することは認められません。

また、生活保護の補足性により他法他施策の活用が優先になります。

他法他施策の 優先活用	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（精神通院医療や更生医療など）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律など、他の法律又は制度による援助を受けることができる場合は優先して活用する必要があります。</p>
----------------	--

## 3 調剤

医療扶助を申請した被保護者から診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付について申出があった場合には、調剤券を発行します。指定薬局は調剤券の確認後に必要事項をレセプトに転記し、社会保険診療報酬支払基金に請求をしてください。

また、指定薬局は調剤録（又は調剤処方せん）に次の事項を記入して保管してください。

- (1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 調剤券を発行した福祉事務所名
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社保負担額、他法負担額及び本人支払額

## 4 治療材料

治療材料とは、診療報酬点数に含まれないものであって、治療等の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に給付するものです。

被保護者から治療材料の給付申請があった場合、福祉事務所は給付可否意見書を発行し、指定医療機関及び取扱業者は給付可否意見書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出をします。福祉事務所では記入された内容に基づき給付の可否を決定します。

治療材料の給付が承認された場合は、治療材料券（請求書）を発行しますので、福祉事務所に直接請求をしてください。

ただし、一般診療報酬の額の算定方法により支給できる場合および他法により給付される場合等には治療材料の給付はできません。

※消費税法第6条（非課税の別表第1）により生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療は全て非課税となるため、治療材料は非課税となります。支援給付も同様です。

#### 治療材料の範囲・要件及び費用

種 別		費 用
主な治療材料	国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血	国民健康保険の療養費の例の範囲内
	義肢、装具、眼鏡、歩行補助つえ（T字つえを除く）	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」の別表に定める額の100分の106に相当する額
	尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助つえ（T字つえに限る）	必要最小限度の実費額
	その他真にやむを得ないと認められる品目	必要最低限度の実費額

## 5 移送

移送の給付については、被保護者からの申請に基づき、給付要否意見書（移送）等により主治医の意見を確認するとともに、福祉事務所において移送を必要とする内容を確認の上、次の範囲により給付を行います。

### （1） 給付の範囲

移送の給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとし、受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものとし、

ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められます。

(2) 費用

ア 移送に関する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費となります。(医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の交通費も含む。)なお、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額となります。

イ 当該料金の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、給付の決定をします。

※「通院証明書」について

被保護者の通院日数を確認するために、福祉事務所から指定医療機関に対して通院証明書の記載をお願いすることがあります。通院証明書等の作成にあたっては、作成料の請求及び診療情報提供料を算定することはできません。あらかじめご了承ください。

(指定医療機関医療担当規程 第7条)

## 第5章 医療機関の指定

指定医療機関とは、法による医療扶助のための医療を担当する機関をいい、国の開設したものについては厚生労働大臣が指定し、その他の医療機関については、都道府県知事(政令指定都市及び中核市の市長)が指定した医療機関をいいます。

豊中市内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション又は薬局が生活保護法による指定を受けるためには、次のような手続きが必要です。

### 1 指定申請

(1) 新たに指定を受けようとする医療機関は、豊中市福祉事務所に次の指定申請書類を提出してください。

【指定申請書類】

- ア 生活保護法指定申請書
- イ 欠格事由に該当しない旨の誓約書

(2) 初めて指定を受けようとする場合のほか、次の場合にも手続きが必要となります。

- ア 当該医療機関の開設者が変わったとき。(個人から法人、法人から個人になった場合を含む)
- イ 当該医療機関の所在地が変わり、移転先において開設するとき。
- ウ 当該医療機関が病院を診療所に、又は診療所を病院に変更したとき。

- エ 当該医療機関の名称に変更が生じたとき。
- オ 当該医療機関の管理者が変更になるとき。
- カ 当該医療機関を休止・廃止若しくは再開するとき。
- キ 当該医療機関の指定を辞退するとき。
- ク 生活保護法施行規則第14条第3項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する処分を受けたとき。

## 2 指定の要件

法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）は、指定医療機関の指定はできません。また、同条第3号各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）は指定医療機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

## 3 指定の通知

医療機関を指定した時は、決定通知書を交付し指定情報を告示します。

## 4 指定の有効期間

### （1） 指定医療機関の指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。なお、更新の手続きについては、指定有効期間の満了の日までに各指定医療機関宛に指定の更新のご案内を送付しますので、申請書等に必要事項を記入、押印のうえ豊中市福祉事務所 医療介護係まで提出してください。

## 5 指定の辞退及び取消

### (1) 指定の辞退

指定医療機関は、30日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができます。

### (2) 指定の取消要件

指定医療機関が、法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

#### (取消要件の例)

- ・ 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・ 指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

下記の事項が生じた際は次の届出をしていただくことになります。(生活保護法第49条、第50条の2、第51条、生活保護法施行規則第14条)

届出を要する事項		提出書類			
		指定申請	廃止届	変更届	誓約書
新規	医療機関（病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション）が初めて指定を受ける場合	○			○
すでに指定医療機関である場合	生活保護法の指定が有効期間を満了するとき (期間満了日が近づきましたら、福祉事務所より更新手続き書類を送付します)	○			○
	1、医療機関コードが変更になった場合（一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります） (1) 移転（訪問看護ステーションは除く） (2) 開設者が交代した場合 ① 個人の交代（A氏⇒B氏） ② 個人⇔法人 ③ 法人の種類の変更（例：医療法人⇔社会福祉法人） (3) 医療機関の種類が変更した場合（例：診療所⇔病院）	○	○		○
	2、医療機関コードが変わらない場合（変更扱いとなります） (1) 開設者の名称を変更した場合 ① 氏名の変更 ② 法人名変更 ※法人の代表者が交代した場合は届出不要 (2) 医療機関の名称を変更した場合 (3) 医療機関の管理者に関する変更（氏名・生年月日・住所） ※管理者が交代するときは誓約書の提出が必要 (4) 医療機関の所在地が、住居表示変更、地番整理により変更になった場合			○	
	・訪問看護ステーションが同市内で移転した場合（所在地の変更）			○	
	・訪問看護ステーションが他市へ移転した場合	—	○	—	—
	・医療機関の開設者が業務を廃止した場合 ・医療機関の開設者が死亡あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・天災、火災等により指定医療機関の建物又は設備の相当部分が滅失または破壊した場合		○		
	・建物の一部改築のため ・勤務医等の不足のため ・その他	一時的に休止する場合			
	休止した医療機関を再開した場合				再開届

生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続） ※30日以上予告期間を設けること	辞退届
他法による処分を受けた場合	処分届

## 6 生活保護法指定介護機関のみなし指定

医療機関で、生活保護受給者に対し介護保険の居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション（薬局は居宅療養管理指導のみ）を実施する場合は、生活保護法の指定介護機関の指定申請も行う必要があります。

ただし、平成26年7月1日以降、新たに保険医療機関、保険薬局に指定された医療機関は、上記居宅サービスに係る指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。（※あらかじめ別段の申出をしたときはこの限りではありません。）

## 第6章 指定医療機関の義務

指定された医療機関は、生活保護法の趣旨を十分に理解いただき、次のことを守ってください。

### 1 医療担当について

「指定医療機関医療担当規程」を参照してください。（P.32）

### 2 診療報酬について

被保護者について行った医療にかかる診療報酬の額の算定は、原則的には国民健康保険の例により行ってください。（生活保護法第52条及び同法施行規則第17条）

診療内容及び診療報酬の請求についての審査及び診療報酬額の決定は市長が行います。

### 3 指導等について

指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣または市長の行う指導等を受ける場合があります。（生活保護法第50条第2項、第54条）

### 4 届出について

指定医療機関等は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づく事由が生じた場合には、所定の用紙によりすみやかに届出をする必要があります。

### 5 指定の更新について

平成26年7月1日から、生活保護法の指定医療機関の指定に有効期間が設けられ6年ごとの

指定の更新が必要です。更新申請が必要な医療機関に対しては、有効期間終了2か月前までに書面でご案内しますので、案内に従って申請手続きを行ってください。

## **第7章 指定医療機関に対する指導及び検査**

### **1 指導について**

#### (1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

#### (2) 対象

すべての指定医療機関

#### (3) 指導形態・内容

指導の形態には、一般指導と個別指導があります。

##### ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により実施します。

##### イ 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行います。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行う場合もあります。

個別指導は、厚生労働大臣又は都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）が単独で行う場合と、厚生労働大臣及び都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）が共同で行う場合があります。

### **2 検査について**

#### (1) 目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底し、医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

#### (2) 対象

検査は、次のいずれかに該当する場合に行われます。

ア 診療内容に不正又は著しい不当があったということを疑うに足りる理由があるとき。



- イ 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ウ 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- エ 正当な理由なく個別指導を拒否したとき。

(3) 内容および方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む）と診療録（調剤録を含む）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地にて行います。なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行います。

## 第8章 施術について

### 1 施術の申請

施術を受けたい患者（被保護者）は、福祉事務所に保護の申請をする必要があります。

しかし、急迫した状況にある場合は、例外として保護の申請がなくても、職権により保護が行われることがあります。

### 2 医療（施術）の要否の確認

申請を受けた福祉事務所は、医療扶助（施術）の要否を判断するため、給付要否意見書を申請者に対し発行し、指定医療機関及び指定施術機関において所要事項の記入を受け施術の要否を確認します。

福祉事務所は給付要否意見書の記載内容を基に給付の要否を決定し、施術を必要と認めた場合に施術券を発行します。

なお、施術の給付にあたり、給付要否意見書の取扱いについて、以下の表を参考にしてください。

	柔道整復		あん摩・マッサージ	はり・きゅう
医師の同意	不要	打撲又は捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合	必要	必要
	必要	応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合		

<p>給付要否意見書の提出</p>	<p>3か月を超えて施術を必要とするときは、3か月ごとに給付要否意見書の提出が必要です。</p>	<p>6か月を超えて施術を必要とするときは、6か月ごとに給付要否意見書の提出が必要です。</p> <p>ただし、<u>変形徒手矯正術の場合は毎月給付要否意見書の提出が必要です。</u></p>	<p>6か月を超えて施術を必要とするときは、6か月ごとに給付要否意見書の提出が必要です。</p>
-------------------	--	--	--

### 3 給付要否意見書の提出

給付要否意見書は、被保護者が医療扶助の決定を受けようとする場合に必要な資料となります。

次の事項に注意のうえ、できるだけわかりやすく正確に記入していただきすみやかに福祉事務所へ提出してください。内容に不備等があれば、訂正を求めることがありますので記入の際は十分にご確認ください。

#### (1) 傷病名・部位

療養費の支給基準に該当する施術が必要な傷病であるか、十分に精査を行ってください。

傷病名によっては施術の必要性が判断できない場合があります。あん摩・マッサージについては、施術部位のご記入もお願いします。

#### (2) 見込期間・回数

施術の必要性に応じたものになっているか、十分に精査を行ってください。

#### (3) 往療の必要性

療養費の支給基準（歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由）に即した必要性がなければ認められません。最低限度の生活保障の観点から、4kmを超える場所からの往療は原則、認められません。そのため、特別な理由が認められない場合は、被保護者に対して近隣の施術所へ転院指導を行うことがあります。

### 4 給付方針

必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、施術期間は、給付要否意見書に期間の記載があるときはその期間内とします。

#### (1) 柔道整復

外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫が対象となります。内科的疾患は給付対象にはなりません。

#### (2) あん摩・マッサージ

筋麻痺、片麻痺に代表されるように、麻痺の緩解措置としての手技、あるいは関節拘縮や筋委縮が起こっているところにその制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージを対象とし、投薬その他の治療によって効果がなく、施術が不可欠である場合に限り認められます。従って、単なる肩こりなどの疲労回復や慰安

を目的としたものや、疾病予防のマッサージ等は給付対象にはなりません。

(3) はり・きゅう

慢性病であって、医師による適切な治療手段がないもの（神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰椎症・頸椎捻挫後遺症等慢性的な疼痛を主症とする疾患）を対象とします。指定医療機関の医療の給付が行われている期間についてはその疾病にかかる施術は給付対象となりません。

## 5 医療扶助（施術）の決定

福祉事務所は、給付要否意見書に基づき、被保護者の状況を確認したうえで、医療扶助（施術）の決定を行います。

## 6 施術券の発行

医療扶助（施術）が決定されたときは、その必要とする施術の種類に応じて施術券が発行されます。施術券は暦月を単位として発行され、有効期間が記載されていますので確認してください。

また、施術券により医療扶助を受けている者が承認期間後も引き続いて施術を必要とするときは、再度、被保護者の申出により給付要否意見書（施術）が発行され、医療扶助継続の要否について確認のうえ、施術券が発行されます。

## 7 費用

施術に係る費用は、療養費の支給基準額内とし、細目については国民健康保険の例によることになっています。

## 8 請求方法

協定団体に所属する指定施術機関については、団体を通じての請求となりますので施術報酬請求明細書（施術券）を所属団体に送付してください。

協定団体に所属しない指定施術機関については、施術報酬請求明細書（施術券）を翌月10日までに福祉事務所へ提出してください。

## 9 施術報酬の支払い

福祉事務所は提出のあった書類を審査して施術料金を決定しこれを請求者に支払います。

## 第9章 施術機関（施術者）の指定

指定施術機関（施術者）とは、生活保護法による医療給付を担当する機関をいい、都道府県知事（政令指定都市及び中核市の市長）が指定した、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師です。指定は、施術者ごとの申請になります。同一施術所に複数の施術者が在籍している場合、それぞれの申請が必要です。

### 1 指定申請

(1) 新たに指定を受けようとする施術機関（施術者）は、豊中市福祉事務所に下記指定申請書類及び添付書類を提出してください。

**【指定申請書類及び添付書類】**

- ア 生活保護法指定申請書
- イ 欠格事由に該当しない旨の誓約書
- ウ 指定を受けようとする施術の免許証の写し

(2) 初めて指定を受けようとする場合のほか、下記の事項が生じた場合には、次の届出をしていただくことになります。（生活保護法第49条、第50条の2、第51条、第55条、生活保護法施行規則第14条）

届出を要する事項		提出書類			
		指定申請	廃止届	変更届	添付書類
新規	施術者が初めて指定を受けるとき	○			① 誓約書 ② 免許証の写し
	施術者の氏名、生年月日、住所、施術所の名称、所在地を変更したとき			○	
	(1) 施術者が業務を廃止したとき (2) 施術者が死亡、または失踪宣告を受けた場合		○		
	諸事情により、当該業務を休止したとき	休止届			
	業務を休止した施術者が業務を再開したとき	再開届			
	生活保護法による指定を辞退する場合（辞退届を届けた日から30日以上予告期間が必要です）	辞退届			
	施術者が他法による処分を受けたとき	処分届			—

## **2 指定施術機関（施術者）の指定基準**

「第5章 指定医療機関の申請」の「2 指定医療機関の指定基準」（法第49条の2）の記載内容が指定施術機関に準用されます。（法第55条）

## **3 指定の通知**

指定施術機関（施術者）を指定した時は、決定通知書を交付し指定情報を告示します。

## **4 指定年月日**

指定日は、別段の申出がない限り市長の決定した日となりますが、指定施術者が移転し同日付で新旧施術機関を開設、廃止して患者が引き続いて施術を受ける場合かつ第三者の権利関係に全く不利益を与えるおそれがない場合、意志表示の行われた日まで遡及するものとし、その期間はおおむね3か月です。

## 第10章 その他の事項（福祉事務所からのお願い）

### 1 福祉事務所による主治医訪問および文書による主治医照会について

傷病を理由に生活保護を受給している者の早期回復を図り社会復帰を援助するためには、主治医の専門的な意見が必要であり、指定医療機関と福祉事務所との密接な連携が重要です。

病状把握については、厚生労働省通達に基づき実施し医療機関に過重な負担を求めないよう配慮しますので、福祉事務所へのご協力をお願いいたします。

### 2 転院を必要とする理由の連絡について

生活保護受給中の入院患者が転院を行う場合には、転院を行う必要性について「転院事由発生連絡票」により、事前に福祉事務所までご連絡いただきますようご協力をお願いします。（平成26年8月20日付、厚生労働省社会・援護局課長通知）

### 3 検診命令について

福祉事務所では、生活保護受給中の方、又は、申請されている方の病状を把握するため検診を受けるべき旨を命じることがあります。（法第28条）

検診を依頼する際には、指定医療機関に対して「検診料請求書」を発行します。

また、他法他施策等の手続きに必要な診断書等を作成する場合についても「検診料請求書」を発行しますので福祉事務所へ文書料の請求をしてください。

ただし、検診料及び文書料の支払いは、福祉事務所が必要と認めたものに限り、被保護者から直接、検診または文書作成の依頼を受けた場合は、福祉事務所へ相談してください。

#### 【検診を命ずべき場合】

- ア 保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。
- イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。
- ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。
- エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。
- オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。
- カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。
- キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。
- ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

### 4 休日・夜間受診票について

豊中市では、休日・夜間などの福祉事務所閉庁時に医療機関に緊急受診する際に使用するために被保護者に対して「休日・夜間受診票」を発行しています。患者が「休日・夜間受診票」を提

示した際には、生活保護法における患者（被保護者）であることを確認し診療をお願いします。  
翌日以降、福祉事務所にご連絡ください。後日、医療券を送付します。  
なお、「休日・夜間受診票」は年度ごとに切り替えて発行しますのでご注意ください。

## 5 被保護者の入院等の連絡について

被保護者が入院となった場合等、患者自身が連絡できない場合があります。その際は福祉事務所へご連絡くださいますようお願いいたします。

## 6 本人支払額について

例外的に、医療費の一部を患者が支払う「本人支払額（本人負担額）」が発生する場合があります。本人支払額については、医療券に記載されています。その際は、記載された額を本人から徴収してください。本人支払額以外の残りの医療費は、診療報酬明細書で請求していただくこととなります。

## 7 医療要否意見書等の作成について

生活保護制度において、医療要否意見書、給付要否意見書およびおむつ要否意見書等各種様式に主治医の意見の記載をお願いしております。

これらの書類の作成にあたっては、指定医療機関医療担当規程 第7条により「生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない」と定められています。無償での交付にご協力をお願いいたします。

## 8 療養費同意書交付料について

国民健康保険では、主治医が診察に基づいて、療養の給付を行うことが困難であると認めた患者に対し、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの施術に係る同意書または診断書を交付した場合に療養費同意書交付料を算定することができますが、生活保護の医療扶助では給付要否意見書の医師同意欄への記入を求め、別紙での同意書の添付は不要としています。そのため、療養費同意書交付料の算定および文書作成料の請求はできませんのでご了承ください。

## 【実施機関一覧表（令和2年6月現在）】

○医療機関の指定や告示、指導及び検査に関すること

○医療券の発行、診療報酬の請求に関すること

名称	所在地・連絡先
豊中市福祉事務所 医療介護係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 東分室2階 (電話) 06-6842-3577 (FAX) 06-6842-3587

○中国残留邦人等支援法に関すること

名称	所在地・連絡先
豊中市福祉事務所 自立支援係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 東分室2階 (電話) 06-6842-3574 (FAX) 06-6842-3587

○医療扶助の決定に関すること、個別の被保護者に関すること

名称	所在地・連絡先
豊中市福祉事務所	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (電話) 06-6858-2245 (FAX) 06-6848-5411
豊中市福祉事務所 施設係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (電話) 06-6842-3570 (FAX) 06-6848-5411
豊中市福祉事務所 分室	〒561-0828 豊中市三和町1-1-63 労働会館内 (電話) 06-6334-4055 (FAX) 06-6334-4063



## 関係法令条文

### 1 生活保護法（抜粋）

昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号

改正 平成 30 年 7 月 6 日法律第 71 号による改正まで

#### （医療扶助）

第 15 条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

#### （医療機関の指定）

第 49 条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

#### （指定の申請及び基準）

第 49 条の 2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
  - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
  - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - 四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指

定の取消しの処分理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 五 申請者が、第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
  - 六 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
  - 七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
  - 八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
  - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 50 条第 2 項の規定による指導を受けたものであるとき。
  - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適當と認められるものであるとき。
- 4 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

- 第 49 条の 3 第 49 条の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下のこの条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、

指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条及び健康保険法第 68 条第 2 項の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

- 第50条 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

【参照】第 1 項の「定めるところ」＝昭和 25 厚告 222 「指定医療機関医療担当規程」

(変更の届出等)

- 第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

【参照】生活保護法施行規則第 14 条

(指定の辞退及び取消し)

- 第51条 指定医療機関は、30日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
    - 一 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。
    - 二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
    - 三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。
    - 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
    - 五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
    - 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- 七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【参照】「辞退」の届出手続＝生活保護法施行規則第15条

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

【参照】第2項の「定めるところ」＝昭和34厚告125「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者等であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職

員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサーシ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条(第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサーシ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサーシ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他従業者(開設者であつた者等を含む。)」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

(告示)

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

## 生活保護法施行規則（抜粋）

昭和 25 年 5 月 20 日厚生省令第 21 号

改正 平成 30 年 9 月 28 日厚生労働省令第 117 号による改正まで

（指定医療機関の指定の申請）

第 10 条 法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで（法第 49 条の 2 第 4 項（法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 4 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）

五 その他必要な事項

2 法第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 4 条各号に掲げるものを含む。第 1 号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第 4 項及び第 11 条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所

五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

六 誓約書

七 その他必要な事項

3 法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項に規定するものを除く。）は、第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

（指定の告示）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（同条第1号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定年月日

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地

四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

（標示）

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（変更等の届出）

第14条 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において



準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19条第1項、第115条の29条第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法(昭和23年法律203号)第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第2号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第15条 法第51条第1項(法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出

することにより行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第3号及び第4号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(診療報酬の請求及び支払)

第17条 都道府県知事が法第53条第1項(法第55条の2において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。この条において以下同じ。)は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

## 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日 厚生省告示第222号

改正最終 平成30年 厚生省労働省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

### 指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めるときは、速やかに、患者が所定の手続きをすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

- 2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定す

る指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

（薬局に関する特例）

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

（準用）

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

## **生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬**

昭和34年5月6日 厚生省告示第125号  
最終改正 平成28年 厚生労働省告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第52条第2項（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和25年8月厚生省告示第212号）は、昭和33年12月31日限り廃止する。

### **生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬**

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第

3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。

6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め)の契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又は同法第2項に該当する場合にあっては所在地とし、同法第3項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は所在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定め)の例による。

7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定め)のうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第6項の規定は、これを適用しない。